

中山間地域等直接支払制度検討会（第1回）の議事要旨

1 日 時： 平成11年1月29日 14:00～16:30

2 場 所： 農林水産省4F 第2特別会議室

3 議事の概要

(1) 座長選出

委員の互選により祖田委員が座長として指名された。

(2) 検討会のスケジュール、運営の方法等について

検討スケジュール、検討会の運営の方法等について、委員から了承された。

(3) 検討会における事務局説明の要旨

中山間地域では、農業の振興、例えば果樹や花卉等の集約的農業の振興が農地の保全管理には直接つながらない場合もある。また、中山間地域は種々の問題を抱えており、例えば就業機会に対しては農村工業導入で対応するなど、問題に応じた対策が必要である。

我が国農政史上初めての直接支払いであり、都市住民を含めた国民の理解が必要、また、そのためにも、WTO農業協定上「緑」の政策とすることが必要。

直接支払いの対象地域を条件不利性の低い地域まで広げると平場とのコスト格差は小さくなり、単価が小さくなる。棚田等の本当に助成が必要な農地の保全が困難となる。逆に対象地域を厳しいところに限定すれば、単価は高くなる。

対象地域と単価はトレードオフの関係にある

従来と同じことに対する支払いは、都市住民の納得が得られないばかりか、生活保護として受け取られ農家のプライドを傷つけるおそれもある。EUでは環境に優しいことに対してインセンティブ

を与えるため、条件不利地域対策等の直接支払いに環境上の要件を加味するクロス・コンプライアンスが検討されているところ。

中山間では、地形的条件により大規模農業者1人では農地や水路等の管理ができないという状況にあり、集落での対応を考えざるを得ない。集落の多様な人的資源を活かし、それぞれの役割をはっきりさせた協定を結び、新しい集落営農への発展の1段階とならないか検討したい。

(4) 委員の主な意見(概要)

制度全般論

- ・ 市町村が実施するために、簡素な制度にしてほしいという意見があった。
- ・ 林地についても、取り上げてほしいという意見があった。
- ・ 直接所得補償から直接支払いという名称に整理され、コンセプトが明確になったという意見があった。

財源問題

- ・ 財源については、自己負担をしてでもやるという地元の熱意が必要だが、財政力指数が低い地域が対象なので、地方交付税上の特別な措置を考えるべきという意見があった。
- ・ 新たな税負担が生じるようだと、直接支払いが都市部の住民に理解されない。トータルの農水省の予算の中で検討した方が、都市住民のサイドからも理解が得やすいと思うという意見があった。
- ・ また、はじめに財源ありきという議論ではなく、まずどのような政策が必要なのかを考えるべきという意見があった。

- ・ 中山間地域の集落は、このまま放っておくと大変なことになる。この5～10年が勝負で、国家的緊急対策と位置付けてはどうか。はっきりとした目的、効果があれば負担については国民も理解するという意見があった。

WTO との関係

- ・ WTO 次期交渉では、緑の政策が絞り込まれることも予想されるので、緑の真ん中をねらった政策にすべきという意見があった。

集落協定等の制度の仕組み

- ・ 都市サイドの理解を求めるためには、ばらまきではないようにすることが必要であり、また、遊休農地をクライン・ガルテンとして利用するなど、都市住民の理解を得る取組みも必要という意見があった。
- ・ 制度の仕組みについては、市町村のこれまでの施策を現場の知恵として、参考にしていくべきとの意見があった。
- ・ 直接支払いに集落を媒介に入れることは画期的であり、集落営農の発展可能性を引き出すシステムを検討すべきとの見解があったが、一方で、集落協定を締結するだけの基礎体力のないところをどうするかという議論もあった。